

平成26年度統計法施行状況に関する
審議結果報告書
(未諮問基幹統計確認関連分)

平成28年 3月22日
内閣府統計委員会

はじめに

統計委員会では、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき総務省が取りまとめた法の施行状況について報告を受け、同条第3項の規定に基づき関係大臣に意見を述べるかを含め、毎年度審議を実施している。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）（以下「第Ⅱ期基本計画」という。）では、統計委員会が平成19年10月に設置されて以降、これまで諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を、法第55条第3項の規定に基づき計画的に確認すること（以下「未諮問基幹統計の確認」という。）が掲げられ、平成26年度からその取組が開始された。

また、未諮問基幹統計の確認を終えた統計について、審議において示された取組の方向性に対する対応状況のフォローアップを翌年以降に行うことが、平成26年度に決められた。

平成27年度も引き続き未諮問基幹統計の確認を進めている中、経済財政諮問会議において、経済情勢を的確に把握する観点から統計整備の重要性が指摘された。そして、統計委員会に対し、家計統計、毎月勤労統計、法人企業統計の個々の統計の改善に加え、統計調査の標本の偏りに対する補正の在り方、標本替えや遡及改定の際の旧系列との整合性の在り方をはじめとする横断的な課題について、統計ユーザーのニーズや、専門的な知見をいかして方針を整理すべきとの要請がなされた¹。

この要請は、専門的な審議を通じて、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進するという統計委員会の役割にも合致したものであり、重要であると認識されることから、未諮問基幹統計の確認審議の中で対応することとした。

具体的には、平成27年6月の基本計画部会において、既に審議対象として計画されていた毎月勤労統計、法人企業統計及び海面漁業生産統計の審議に加え、平成26年度に未諮問基幹統計として確認を行った家計統計のフォローアップを行うとともに、これら4つの統計の審議を端緒として標本に関する内容を始めとする公的統計に共通する課題についても横断的に審議し、その結果を取りまとめることとした。

本報告書は、このような経緯等を踏まえ、平成27年度後半に、統計委員会で行った未諮問基幹統計の確認の審議の結果を取りまとめたものである。報告書の構成は、「本編」と「資料編」の2編構成となっており、「本編」では、検討の経緯や基本計画部会における審議結果等を概括し、「資料編」では、基本計画部会での審議において使用された資料を添付している。

また、「本編」における各統計の記述は、①審議の主な論点を点線枠囲みで掲げ、②それに関する議論を記述した上で、③統計作成府省が今後取り組む方向性を提言として実線枠囲みで記載するという構成となっている。さらに、各統計の審議を通じて把握した公的統計に共通する横断的な課題について、その改善・対応の方向性の提言を行っている。

¹ 経済財政諮問会議の要請については、第17回経済財政諮問会議（平成27年11月4日）の「資料3 経済統計の改善に向けて（有識者議員提出資料）」（資料2）を参照。同会議の内容については<http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/minutes/2015/index.html> から参照できる。

これら、各統計や横断的な課題に関する提言が確実に実施され公的統計の精度向上などの改善が図られるよう、今後、政府における真摯な取組を統計委員会として強く期待したい。

目次

【本編】

I 検討の経緯等

1 経緯	5
2 審議の進め方	5
3 審議経過	6

II 審議結果（確認結果）

1 法人企業統計	11
（1）確認を行った事項	11
（2）確認結果	12
2 毎月勤労統計	19
（1）確認を行った事項	19
（2）確認結果	20
3 海面漁業生産統計	27
（1）確認を行った事項	27
（2）確認結果	27
4 家計統計	30
（1）確認を行った事項	30
（2）確認結果	30
5 横断的な課題への対応	37

【資料編】

（資料1）第Ⅱ期基本計画のうちの未諮問基幹統計の確認に係る記述箇所の抜粋 （平成26年3月25日閣議決定）	49
（資料2）経済統計の改善に向けて（有識者議員提出資料） （平成27年11月4日第17回経済財政諮問会議資料）	50
（資料3）未諮問基幹統計の確認に対する取組方針 （平成26年10月20日第53回基本計画部会決定）	51
（資料4）平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れに ついて（平成27年12月11日第65回基本計画部会改定）	56
（資料5）平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール （平成27年10月26日第64回基本計画部会決定）	57
（資料6）法人企業統計に係る確認すべきポイント（論点） （平成28年1月21日第66回基本計画部会資料）	58
（資料7）法人企業統計について （平成28年1月21日第66回基本計画部会資料）	65
（資料8）毎月勤労統計に係る確認すべきポイント（論点） （平成27年12月11日第65回基本計画部会資料）	75
（資料9）毎月勤労統計について （平成27年12月11日第65回基本計画部会資料）	80

(資料 10) 毎月勤労統計に係る参考資料 (平成 27 年 12 月 11 日第 65 回基本計画部会資料)	102
(資料 11) 毎月勤労統計について－抽出替えのギャップ等－ (平成 28 年 2 月 16 日第 67 回基本計画部会資料)	108
(資料 12) 海面漁業生産統計に係る確認すべきポイント (論点) (平成 28 年 1 月 21 日第 66 回基本計画部会資料)	135
(資料 13) 海面漁業生産統計について (平成 28 年 1 月 21 日第 66 回基本計画部会資料)	137
(資料 14) 家計統計に係る確認すべきポイント (論点) (平成 28 年 2 月 16 日第 67 回基本計画部会資料)	141
(資料 15) 家計調査における取組の現状 (平成 28 年 2 月 16 日第 67 回基本計画部会資料)	142
(資料 16) 横断的な課題についての論点 (案) (平成 28 年 2 月 16 日第 67 回基本計画部会資料)	170
(資料 17) 横断的な課題への対応について (平成 28 年 2 月 16 日第 67 回基本計画部会資料)	171
(資料 18) 横断的な課題への対応 (骨子素案) (平成 28 年 2 月 16 日第 67 回基本計画部会資料)	172
(資料 19) 統計委員会委員名簿 (基本計画部会委員名簿)	176

【参考URL】

- (1) 平成 26 年度 統計法施行状況報告 (平成 27 年 6 月 25 日総務省)
<http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shoukoku.htm>
- (2) 基本計画部会の審議状況 (第 64 回～第 67 回)
<<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>>

意見書 (総務大臣宛て)	179
--------------------	-----

【本 編】

検討の経緯等

1 経緯

第Ⅱ期基本計画においては、統計委員会が法第55条第3項の規定に基づき重点的に実施する事項が加えられた。その一つとして、未諮問基幹統計の確認が掲げられ、平成26年度からその取組が開始された。

平成27年度の審議については、平成26年度の基本計画部会で決定した「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針」（以下「取組方針」という。）及び「平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」（以下「確認スケジュール」という。）に基づき、平成27年6月及び10月の第59回及び第64回基本計画部会において、具体的な審議の進め方、審議の検討の流れ及び確認スケジュールを決定した。

さらに、報告書冒頭の「はじめに」に記載したとおり、経済財政諮問会議での議論及び統計委員会への検討要請を受け、平成27年12月の第65回基本計画部会において、審議の検討の流れを改定し、それに基づき審議を開始した。

2 審議の進め方

平成27年度の審議は、平成26年度に決定した取組方針及び確認スケジュールに基づき審議を行うことを基本としつつ、その後の諮問・答申の状況、経済財政諮問会議の要請等を踏まえ、具体的な審議体制、審議対象及び検討の流れを決め、それに基づいて行った²。

(1) 審議体制及び審議対象

平成27年度の審議では、基本計画部会において、審議対象となる統計ごとに、中心となって取りまとめを行う主査を委員の中から部会長が指名して審議を行った。

審議対象となる統計については、法人企業統計、毎月勤労統計及び海面漁業生産統計の3統計に加え³、経済財政諮問会議の要請を踏まえ、家計統計について平成26年度の審議で指摘した今後の取組の方向性に対する対応状況のフォローアップを行った。また、個別の論点確認を端緒として、標本抽出や補正推計等の在り方などの公的統計に共通する課題についても横断的に議論を行った。

具体的な審議対象及び取りまとめを行う主査委員は、以下のとおりである。

審議対象	取りまとめ主査
法人企業統計	宮川委員
毎月勤労統計	北村委員
海面漁業生産統計	西郷委員
家計統計	河井委員
公的統計に共通する横断的な課題	西村基本計画部会長

² 詳細は、「未諮問基幹統計の確認に対する取組方針（平成26年10月20日基本計画部会決定）」（資料3）、「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて（平成27年12月11日基本計画部会改定）」（資料4）及び「平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール（平成27年10月26日基本計画部会改定）」（資料5）を参照。

³ 平成26年度に決定したスケジュールでは、学校保健統計（文部科学省）及び石油製品需給動態統計（経済産業省）を今年度審議する予定であったが、平成28年度及び29年度に審議予定の経済産業省特定業種石油等消費統計（経済産業省）及び学校教員統計（文部科学省）が統計調査の変更により諮問される予定となり、スケジュール調整のため学校保健統計（文部科学省）及び石油製品需給動態統計（経済産業省）を平成29年度に審議する予定に変更した。

(2) 審議の進め方及び審議結果の取りまとめ等

「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて」（平成27年12月11日基本計画部会改定）に基づき、平成27年12月の基本計画部会から具体的な審議を行った。

審議結果については、前年度の法施行状況報告審議の一つとして、3月に結果報告を取りまとめて公表するとともに、以下のとおり今後の統計委員会の審議への活用等を図ることとした。

- ・ 経済財政諮問会議から検討要請のあった内容については、必要に応じ同会議に検討結果を報告
- ・ 結果報告の内容は、必要に応じて次期基本計画にも反映
- ・ 確認の過程で得られた知見は、個々の諮問審議にも活用
- ・ 改善を求める事項が指摘された場合は、統計作成府省は自律的な改善を図ることとし、次年度以降の法施行状況報告審議の中で適宜フォローアップ

3 審議経過

「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて」（平成27年12月11日基本計画部会改定）に基づき、基本計画部会の審議に当たっては、まず、審議の論点を設定し、統計作成府省による論点についての説明及び質疑応答並びに審議を行い、審議結果報告書を取りまとめた。

横断的な課題の審議結果の一部については、法第55条第3項の規定に基づき、総務大臣に意見を提出することとした。

平成27年度に実施した審議経過は以下のとおりである。

<今回の審議経過>

平成27年

- | | |
|--------|--|
| 6月25日 | 第88回統計委員会において、総務大臣が統計委員会に対し、「平成26年度統計法施行状況報告」を提出
第59回基本計画部会において、審議の進め方の一部として「未諮問基幹統計の確認に関する具体的な審議の進め方について」を決定 |
| 10月26日 | 第64回基本計画部会において、「平成26～29年度の各年度における未諮問基幹統計の確認スケジュール」を改定、「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて」を決定 |
| 12月11日 | 第65回基本計画部会において、平成27年第17回経済財政諮問会議での提案に関する要請を受け、「平成26年度統計法施行状況審議（未諮問基幹統計の確認）の検討の流れについて」を改定、毎月勤労統計について審議 |

平成28年

- 1月21日 第66回基本計画部会において、海面漁業生産統計及び法人企業統計を確認
- 2月16日 第67回基本計画部会において、毎月勤労統計の補足的な審議、昨年度統計委員会が示した今後の取組の方向性に対する家計統計の取組状況を審議、個別の統計に関する審議を通じて得られた公的統計に共通する横断的な統計の課題を議論、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」の構成（案）を審議
- 3月22日 第68回基本計画部会において、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」（案）を取りまとめ
第96回統計委員会において、「平成26年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（未諮問基幹統計確認関連分）」を決定、総務大臣へ法第55条第3項の規定に基づく意見書を提出
委員会終了後、当該報告書を公表

(注) 基本計画部会での議事の詳細は、統計委員会ホームページにおいて議事概要及び議事録を参照されたい (<http://www5.cao.go.jp/statistics/meetings/kihon.html>)。

審議結果

1 法人企業統計

法人企業統計（以下、この節において「本統計」という。）は、我が国における法人の企業活動の実態を明らかにし、あわせて法人を対象とする各種統計調査のための基礎となる法人名簿を整備することを目的として、財務省が作成している基幹統計である。

本統計は、政府の「月例経済報告」（内閣府）を始めとして、経済・財政政策立案の基礎資料として活用されているほか、四半期別調査は、四半期別GDP速報（2次速報値）の民間企業設備投資等を推計する際の資料として活用されている。また、年次別調査は、国民経済計算年報における経済活動別の総固定資本形成等の推計の基礎資料として活用されている。その他、民間研究機関等におけるマクロ経済分析等の基礎資料等、官民で幅広く活用されている。

なお、平成19年9月の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会に対し、本統計やそれを作成するための基幹統計調査である法人企業統計調査（以下、この節において「本調査」という。）の調査計画の変更に係る諮問は、行われていない。

（1）確認を行った事項

委員から提示された確認要望事項は、資料6の通りであり、基本計画部会では、これらを、①サンプリング等の調査設計についての課題、②欠測値補完と実査上の課題、③調査項目や公表系列の拡充等の課題、の3事項に整理して以下のように確認事項を設定した。

サンプリング等の調査設計について	<ul style="list-style-type: none">本調査の母集団と事業所母集団データベースとのかい離など母集団名簿に関する課題標本数の拡大の可能性や標本抽出時の層化基準の見直しなど中小企業の精度向上に関する課題標本替えに伴って発生する断層縮小のための取組に係る課題（平成21年度調査で導入した標本抽出方法変更（ローテーション・サンプリングの導入）の効果の確認等）
欠測値補完と実査上の課題	<ul style="list-style-type: none">欠測値補完の現状と、EDINET⁴等の公表情報活用等による欠測値補完方法の改善の方向性回収率の低下傾向の背景整理と、回収率向上の方策実査体制と正確性のチェックの確認
調査項目や公表系列の拡充等	<ul style="list-style-type: none">研究開発費の把握など、設備投資の把握に資する調査項目の追加可能性利用者ニーズが高い営業利益等の季節調整値の公表項目の拡充公表早期化の可能性

⁴ EDINET (electronic disclosure for investors' network) とは、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム。

(2) 確認結果

ア サンプル等々の調査設計について

(ア) 母集団に関する課題

(主な論点)

- ・ 会社標本調査や経済構造統計との整合性等を含めて、どのように母集団名簿を管理しているか。(資料7 p. 65～66参照)

質の高い統計作成のためには、できるだけ調査実施時点における実態を正しく反映した母集団情報を使う必要がある。本調査の母集団名簿は、登記簿情報をベースに新設・解散等の情報を反映させて管理しており、母集団法人数は、平成26年度調査では約281万社である。一方、事業所母集団データベースの基礎情報である経済構造統計の母集団企業数(平成26年度)は約175万社、会社標本調査⁵(平成25年度)は約260万社となっており、本調査の母集団法人数とかい離が発生している。

こうしたかい離の発生要因を分析するために、財務省は、関係省庁と連携し、現在本調査と事業所母集団データベースの名簿のマッチングを行っている。その結果、資本金1億円以上の法人については、両者が概ね一致しているが、資本金1億円未満の法人ではかい離が大きいことが判明した。

このかい離の要因の1つとして、給与の支払いがある専従従業員が不在で、かつ自前の設備を有していない法人は、統計調査上の事業所の概念に当てはまらないことから、事業所母集団データベースには含まれていない可能性があるとして財務省は推測している。しかし、経済構造統計の方が、医療法人や一般社団・財団法人などを含んでおり、カバレッジが広いことを考えると、法人に関する定義の違いのみで100万社以上のかい離が生じるとは考えにくいといった見解もあり、引き続き要因分析に向けた検証が必要と考えられる。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、このかい離の要因を関係省庁と連携して詳細に検討する必要がある。(平成29年3月末までに結論)
- ・ また、社会保障・税番号制度の導入後、法人番号を利用することによる正確な企業数の把握についても検討の範囲内に入れる必要がある。

⁵ 国税庁が、我が国の法人企業について、資本金階級別や業種別にその実態を明らかにし、併せて租税収入の見積り、税制改正及び税務行政の運営等の基礎資料とすることを目的として実施している業務統計。

(イ) 中小企業⁶の精度向上に関する課題

(主な論点)

- ・ 第Ⅱ期基本計画で課題とされた、本調査の標本抽出方法の見直しへの対応はどのような状況か。

注) 第Ⅱ期基本計画では、平成29年度末までに「四半期別法人企業統計調査の資本金1000万円から2000万円までの標本抽出方法の見直し(売上高で細分化して層化抽出を行う等)を検討する」とされている。

- ・ 標本抽出率の向上(標本数の拡大)の可能性、およびそれに伴い中小企業の調査項目を簡素化して調査及び集計負担の軽減を図ることなどの工夫の可能性はあるのか。

(資料7 p. 66~67参照)

中小企業部分の精度向上に関しては、第Ⅱ期基本計画の課題である、売上高による層化抽出を行う方法がある。しかし、法人企業統計調査の名簿には売上高の情報がないことから、売上高による層化抽出を行うためには、売上高の情報を有する事業所母集団データベースの活用が必要である。そのためには、前述のとおり、本調査と事業所母集団データベースとの名簿の乖離の要因解明が必要となる。

審議では、日本銀行の全国企業短期経済観測調査(以下、「短観」という。)について、売上高を層化基準に加えると精度向上に大きく資する可能性があるという検証結果が紹介された。さらに、この他、雇用者数による層化⁷についても検討する必要があるとの意見もあった。

本調査のうち中小企業の調査項目を簡素化した上で標本数を増加させることについては、本統計が財務諸表の項目を網羅的に調査していることによって、ユーザーが得てきた利便性を低下させる懸念がある。しかし、近年は規模別に異なる会計制度の変更もあることから、資本金階層別の比較は難しくなっており、標本数の増加とユーザー側の利便性を比較衡量した調査項目の検討が望まれる。

また、抽出率の向上については、回答者の負担のほかに調査予算や人員の増加など、費用対効果の観点を含め、慎重ながら前向きに検討する必要がある。

⁶ 本調査における中小企業は、資本金1億円未満の企業である(資本金10億円以上:大企業、資本金1億円以上10億円未満:中堅企業)。

⁷ 本調査においては、雇用者数での企業規模の定義を行っていないため、雇用者数での層化抽出を行う際には、その定義について検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 売上高による層化抽出は、中小企業部分の精度向上に資する可能性があるため、売上高の情報を把握している事業所母集団データベースと本調査の母集団のかい離の要因解明を行った後、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討する必要がある。(平成29年3月末までに結論)
- ・ 統計精度向上のために標本数を増加させることについては、予算や人員の増加も必要となるため、改善される精度との費用対効果を含め、慎重ながら前向きに検討する必要がある。特に規模別に異なる会計制度の変更があった場合には、統計精度の向上及びユーザーの利便性を考慮した調査項目の変更が望まれる。(平成28年度から検討)

(ウ) 標本替えに伴う断層の縮小へ向けた取組(平成21年度調査で導入した標本抽出方法変更に係る取組状況等の確認等について)

(主な論点)

- ・ 平成21年度調査からローテーション・サンプリングを導入したことにより、統計の振れや不規則変動の縮小に効果があったか。
- ・ 標本替えに伴い発生する断層を縮小するために、一層の標本替えの分割・逐次化が可能か。
- ・ 標本替えに伴い発生する断層を調整した計数を参考値として公表することは可能か。

(資料7 p. 67~69参照)

一定期間継続して同一対象に調査を実施している標本統計調査では、標本の入れ替え時に、旧標本と新標本の集計結果に断層が発生することがある。本調査は、標本替え時に発生する断層を縮小するため、平成21年度調査より、毎年半数ずつ標本を入れ替える調査方式(ローテーション・サンプリング)を導入した。固定資産について前期標本と今期標本の断層をみると、ローテーション・サンプリングの導入後に縮小している状況がみられる。また、設備投資額、売上高、経常利益額について、変動係数(標準偏差/平均)をローテーション・サンプリング導入の前後で比較したところ、導入後に縮小しているケースが多かった。以上のように、現時点で得られるデータからは、ローテーション・サンプリングの導入は、標本替えに伴う断層の縮小に一定の効果があるものと考えられる。一方で、ローテーション・サンプリングの導入後間もないことから、データを蓄積して、引き続き検証をしていく必要がある。また、そうした検証の中で、標本替えの一層の分割・逐次化についても、検討していく必要がある。

標本替えに伴う断層を調整した計数の参考提供については、現在、四半期GDP速報の推計において断層調整が行われているなど、ニーズは高いものと考えられる。この調整値算出については、様々な手法が考えられるが、継続標本のみを用いて主要項目

の伸び率を参考提供することも選択肢の一つとして考えられる。エコノミスト等ユーザーの意見も聞いた上で、参考系列の提供を積極的に検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ ローテーション・サンプリングの効果については、現時点で把握可能なデータによる検証によれば、断層の縮小に一定の効果があると判断できるが、データの蓄積を図り引き続き検証を行うことが必要である。(継続実施)
- ・ 標本替えの一層の分割・逐次化については、この検証結果も踏まえつつ、費用対効果を含めて検討していく必要がある。(断層を調整した計数の推移等を踏まえ、平成28年度から検討)
- ・ 標本入れ替えに伴う断層を調整した計数の参考提供については、継続標本のみを用いた計数の参考提供も含め、ユーザーの意見を聞きながら、積極的に対応を検討する必要がある。(平成28年度中に結論)

イ 欠測値補完と実査上の課題

(ア) 欠測値補完

(主な論点)

- ・ 欠測値・外れ値の処理の状況と公表値へ及ぼす影響はあるのか。
(資料7 p. 70～71参照)

本調査における「0」という回答若しくは未回答(空欄)があった場合の対処としては、まず、他の調査項目との整合性をチェックし、整合性がある場合には「0」として処理し、整合性がない場合には回答企業に照会している。回答企業から回答を得られれば、その数値を入力し、回答企業から回答が得られなければ欠測値として「0」と処理している。このように回答が「0」である場合と欠測値とを区別せずに集計しているが、事後の検証等に必要な情報であることから、今後、両者の区別をしてデータを記録し、欠測値を把握できるようにする必要がある。

本調査において、欠測値補完は、金融業、保険業以外の資本金5億円以上の企業のみ実施している。具体的には、業種別に各階層内で法人を資本金順に並べ、未回答法人の前後10社における調査項目の対資本金比率の平均値に未回答法人の資本金を乗じて補完する値を算出している。

一方で、大企業について、本調査と短観を比較すると、本調査の方が短観よりも回収率が低く、設備投資の前年比伸び率、実額ともに本調査が短観を下回っている。業種別にみた設備投資でも、情報通信業の乖離が大きく、更なる精度向上の取組の余地があるものとみられる(資料6別添参考資料参照)。短観では、一部の大企業の非回答について、EDINET等から推計した数字を、概数として企業に提示して確認を取り、その計数を回答値として集計する手法を採用し、効果を上

げていることから、本調査においても同様の手法を採用することにより精度向上が図られる可能性もあるとの意見もあった。また、本調査は、貸借対照表、損益計算書等を網羅的に調査していることから、関連する項目から欠測値を推計する方法も考えられるとの意見もあった。

外れ値の処理方法については、標準誤差率3%を目安として、プログラムを用いて誤差率への影響が大きい企業を検出し、当該企業の調査票を確認し、法人に照会の上、誤回答であれば修正している。正しい数字でも、当該企業の計数が減資などの理由により階層（業種別・資本金別）における分布の中で著しく突出していると認められる場合には、母集団推計の際に除外している。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 回答の値が「0」である場合と欠測値の場合では、データの意味が異なるので、両者を区別して把握する必要がある。（平成28年度から検討）
- ・ 欠測値補完については、精度向上に向け更なる手法の改善が必要である。その一方策として、日銀短観などで採用されている方法など、他統計の事例を研究するとともに、本統計で調査している各種財務諸表との会計上の整合性も考慮した上で、学識経験者等の意見も聞きつつ、検討する必要がある。（平成28年度から検討）

(イ) 実査上の課題

(主な論点の視点)

- ・ 調査票の回収、正確性の確認はどのような体制で行っているか。
- ・ 調査票の回収率の低下傾向の背景に何があるか。回収率向上に向けどのような取組を行っているか。

(資料7 p. 71~72参照)

本調査では、回収した調査票について、財務局・財務事務所と財務本省とのダブルチェックを行い、計数に疑義がある場合には、回答法人に照会し、計数の修正を行っている。また、システム上、調査票の貸借が一致しないなど計数に矛盾がある場合にはエラーが表示されるようになっている。

調査票の回収率は、長期間低下傾向が続いていたが、このところ改善が見られる。これは、従来の電話、文書、臨戸による督促に加え、平成26年度から電話督促業務の外部委託を全国展開し、督促回数が増加したことも影響しているとみられる。

本調査の回収率を低下させる要因としては、①従業員が少なく、統計調査に回答する体制が整っていない資本金規模が小さい企業も調査対象としていること、②他の統計調査と比べ、調査項目が法人の資産・負債及び純資産、損益状況等の多岐にわたり、その数が多いこと、③平成13年の統計審議会答申やユーザーからの要望を受けて公表を早期化したため、短期間で調査を実施していること、が考えられる。

オンライン回収率は、平成24年から向上している。合計額を自動計算する機能があるなど、数値記入が容易になることが回答率の向上に寄与している。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 調査票の回収率については、オンライン調査の推進や電話督促業務の外部委託の全国展開など様々な取組を通じて、改善している点は評価できるものの、更なる督促方法の改善などを通じて、引き続き回収率向上に取り組むことが重要である。(継続実施)

ウ 調査項目や公表系列の拡充等

(主な論点)

- ・ 研究開発費の調査事項への追加は可能か。
- ・ 季節調整済系列の公表項目は拡大できるか。
- ・ 更なる公表の早期化は可能か。

(資料7 p. 73~74参照)

(研究開発費の調査事項の追加の可能性)

研究開発費を本調査で把握するためには、人件費や間接費等の費用項目から研究開発のために費消された全ての原価を抜き出す必要がある。また、開示を行っていない中小企業への会計処理の依頼や上場企業への単体ベースの回答依頼など、回答企業に追加的な記入者負担を課し、回答の正確性の問題もあることに留意する必要がある。

しかし、研究開発費は、2008SNAの導入の際にGDPの設備投資に計上される予定となっているため、SNA作成部局等との意見交換も踏まえつつ、検討する必要がある。研究開発投資は、資本金10億円以上の大企業が全体の9割程度を占めているので、大企業についてのみ調査するといった工夫も考えられる。また、他に研究開発費を調査している統計との役割分担も考慮しつつ、本調査の調査項目に追加する可能性について検討する必要がある。

(リース費用の把握)

平成20年に実施されたリース会計基準変更の本調査への影響を把握するため、平成23年度に本調査の附帯調査を実施した。この調査の結果をみると、平成21年度以降は新基準と旧基準でみた設備投資前年同期比の乖離は縮小している。また、平成20年度調査から、回答企業が固定資産増加額にリース資産を計上したか否かについて調査しているが、足元ではリース会計基準を適用している企業の比率に大きな変化はなく、新基準と旧基準での設備投資前年比の乖離は大きくないと考えられる。

一方、実額では本統計に計上されている金額が実際の金額よりも小さくなっているとの指摘もあり、企業規模別、業種別等でみるとバイアスがあると考えられる。しかし、本調査で自社が採用していない会計基準に基づく回答を得ることは、企業への

負担が大きく困難であると判断される。

(季節調整値)

季節調整値については、現在、売上高、経常利益、設備投資の3項目について、全産業、製造業、非製造業の3系列で季節調整値を公表しているが、営業利益など公表の範囲の更なる拡大が望まれる。

(更なる公表の早期化の可能性)

公表早期化については、ユーザーの利便性向上のため、平成6年から平成27年までの間に3週間の早期化を実現した一方で、調査票の回収率は84.4%から73.9%にまで低下した。

回収状況の推移を平成27年の調査でみると、上場企業に義務付けられている金融商品取引法の四半期開示の期限の4日後に本調査の調査票を締め切っているが、その4日間に大企業約400社が調査票を提出しており、回収率も6.5%ポイント上昇している。すなわち、金融商品取引法の四半期開示期限後に一定の提出期間を設けることで、現在の精度が確保されており、この精度を前提とする限り、これ以上の早期化は困難と判断される。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 研究開発費を調査項目とすることについては、2008SNA導入後の動向を注視しつつ、他統計との役割分担も考慮し、今後、国民経済計算を所管する内閣府等の関係府省と意見交換をしながら、その可能性について検討する必要がある。(平成28年度から検討)
- ・ 季節調整値の公表については、十分なデータ蓄積が行われ、計測・公表がしやすい指標について、積極的に検討する必要がある。(平成28年度から検討)

2 毎月勤労統計

毎月勤労統計（以下この節において「本統計」という。）は、我が国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的として厚生労働省大臣官房統計情報部（以下この節において「厚生労働省」という。）が作成している基幹統計である。

本統計の利活用は多岐にわたっており、景気動向を把握するための指標、労働経済の分析や国民経済計算の推計のための基礎資料として用いられているほか、雇用保険法や労働基準法等に基づく手当や補償の給付額改訂のための法定資料として用いられている。また、民間企業においても、労働条件に関する資料として広く利用されている。

なお、平成4年7月の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会に対し、本統計を作成するための基幹統計調査である毎月勤労統計調査（以下この節において「本調査」という。）の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認を行った事項

基本計画部会では、委員から提出のあった確認要望事項も踏まえ、資料8のとおり確認事項を設定した上で、定量的な分析も含め、①母集団情報や標本抽出方法を含む毎月勤労統計の作成方法及びギャップ⁸の状況等についての把握、②ギャップの縮減・補正に向けた方法・効果等の今後の取組の検討状況、更に③速報値から確報値で改訂される要因や傾向についての3項目に大別して以下のとおり確認を行った。

毎月勤労統計の作成方法及びギャップの状況等について	<ul style="list-style-type: none">毎月勤労統計の作成方法、母集団情報及び標本抽出方法の確認標本抽出替え時に発生するギャップの状況・要因の確認（標本抽出替え前に脱落している標本の特性や、これまでの標本抽出替え時に発生するギャップの状況・要因）
ギャップの縮減・補正に向けた方法・効果等について	<ul style="list-style-type: none">標本の抽出替え方法、母集団情報についての検討状況と検討している方法によるギャップの縮減効果賃金・労働時間指数のギャップ補正方法の確認
速報値と確報値で改訂される要因や傾向について	<ul style="list-style-type: none">速報値と確報値で改訂される要因や傾向の確認

⁸ 標本抽出替え時に、同じ対象期間の調査結果であるにもかかわらず、新標本と旧標本との間にかい離が生じることをギャップとしている。

(2) 確認結果

ア 毎月勤労統計の作成方法及びギャップの状況

(ア) 毎月勤労統計の作成方法、母集団情報・標本抽出方法

(主な論点)

- ・ 毎月勤労統計は何を捉えようとしており、どのように作成されているのか。
- ・ 母集団情報は何を利用しているのか。新設及び廃止の事業所は把握しているのか。
- ・ 標本抽出はどのように行っているのか。特に標本の入替えはどのように行っているのか。

(資料9 p. 80~81 参照) (資料11 p. 109~111 参照)

本統計は、マクロで見た月々の労働者一人平均月間賃金額と月間労働時間数、労働者数とこれらの変動を明らかにするものである。調査月の在籍労働者の平均値を示しており、前年同月比は同一労働者間で比較しているものではない。

具体的には、産業別・事業所規模別労働者一人平均賃金額及び労働時間数は、当該産業・事業所規模に属する調査対象事業所（調査票を提出した事業所）の賃金の月間支払総額及び延べ労働時間数の合計を、前月末労働者数の合計と本月末労働者数の合計の平均で除して算出する。産業計・事業所規模計の労働者一人平均値は、産業別・事業所規模別の平均値を労働者数により加重平均して算出している。また、労働者数は、前月末時点の母集団労働者数と調査対象事業所の前月末労働者数の合計との比率（推計比率）を、調査対象事業所の前月末及び今月末労働者数の合計の平均値に乗じて算出している。

また、母集団情報及び標本抽出について、本調査では、第一種事業所（30人以上規模の事業所）では経済センサスによる事業所名簿から、産業別・事業所規模別に無作為抽出し約16,700事業所を調査対象に指定する。標本の入替えは2年ないし3年の間隔で、1月分調査時に実施している。なお、当初指定した事業所は、次の標本抽出替えを行うまでの間に、規模縮小や廃止等の事由で指定解除されることがあり、それに対しては年1回1月に追加指定を行うことで対応している。

第二種事業所（5~29人規模の事業所）では二段抽出法によって標本抽出している。第一段では、経済センサスの調査区に基づき全国を約7万の調査区に設定し、この調査区から都道府県や層別に調査区を抽出する。第二段では、抽出した調査区内の事業所名簿を作成し、この名簿から産業別に調査対象事業所を無作為に抽出し、約16,500事業所を調査対象として指定する。標本の入替えは、調査対象事業所全体を3組に分け、半年ごとに全体の調査対象事業所の3分の1について交替し、各組は18か月間継続して調査している。

これらの情報に加え、標本設計や標本誤差に関する詳細な情報は、本統計の正しい理解と適切な利活用を促していく上で重要であるが、詳細な情報は本統計の報告書に記載があるものの、厚生労働省のウェブサイト上に掲載されておらず、アクセスの容易な場所への情報の掲載が必要である。また、常用労働者に関する一般労働者・パートタイム労働者別の内訳も本統計の正しい理解と適切な利活用をしていく上で重要

であるが、現在は調査結果の概要や本統計の報告書では、時系列での常用労働者数に関する一般労働者・パートタイム労働者別の掲載がないことから、調査結果の概要等の充実を図っていく必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本統計が意図しているものや本調査に係る標本設計、標本誤差の情報、常用労働者に関する一般労働者・パートタイム労働者別の内訳を始めとして、本統計が正しく理解された上で適切に利用されるために、調査結果の概要等の充実とともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所で情報提供の充実にも努める必要がある。(可能なものから速やかに対応)

(イ) 第一種事業所の標本抽出替え時のギャップの状況・要因について

(主な論点)

- ・ 調査期間の途中で調査から脱落した標本の特性はどのようなものか。
- ・ 標本抽出替え時に発生するギャップはどのような状況か。どのような要因によるものか。

(資料 9 p. 81~82 参照) (資料 11p. 112~122 参照)

(脱落事業所の特性について)

平成24年1月に調査対象として指定された事業所は、次の標本抽出替えが行われた平成27年1月まで37か月間、継続して調査されている。廃止・規模縮小等の事由により指定解除される事業所があるが、年1回、調査対象事業所が追加されることから、指定事業所数は調査期間中おおむね同水準で推移している。

一方、調査票提出状況をみると、当初は80%超で推移しているものの、3年目(平成26年)の後半から低下し、調査最終月である平成27年1月の提出率は78%となっている。この低下の要因について、厚生労働省では、都道府県によって事情は異なると考えられるが、都道府県の調査担当部局において、既存の調査対象事業所に対する提出の督促に加えて、次回(平成27年1月)の標本抽出替えに向けた準備を併せて行わなくてはならないという業務の輻輳によるものと見ている。

また、調査対象から脱落する事業所(廃止・規模縮小等の事由により指定解除される事業所及び未提出の事業所)の特性については、脱落する事業所のうち、廃止・規模縮小により調査対象を解除された事業所の賃金水準(「きまって支給する給与」による比較。以下同じ。)で見ると、月々の変動はあるものの調査期間全体では、集計事業所全体の平均賃金に比べやや低い(平均を100として97.8)傾向にある。

他方、平成24年1月に調査対象に指定し平成27年1月の標本抽出替えまでの37か月連続で集計されている事業所(当初指定の50.9%)の賃金水準を見ると、各月の集計事業所全体の平均賃金を1~2%上回る水準で推移している。平成26年後半以降の全体の提出率の低下に伴い、これらの事業所の集計事業所に占める割合は高まり、そ

の結果、平均賃金を上方に偏らせている可能性があることが判明した。

(新旧標本のギャップの要因について)

新標本と旧標本の賃金水準のギャップは、①標本誤差、②母集団名簿の更新に伴う標本の変化、③調査継続事業所と脱落事業所の賃金水準が異なることによって生じるバイアス、によって発生していると考えられる。ギャップを縮小させる方策は、その要因により異なるため、定量的な要因分析を行うことが重要である。厚生労働省では、平成27年1月の標本抽出替え時に発生したギャップの要因について、いくつかの仮定の下での定量的な分析を行った。

先ず、平成27年1月の賃金の標準誤差率（事業所規模30人以上の調査産業計）は、新標本で0.46%、旧標本で0.47%である。新旧標本のかい離率（ $[\text{新標本結果}/\text{旧標本結果}-1] \times 100$ ）は-1.75%であり、産業によってはギャップが標本誤差に起因する可能性もあるが、産業全体では、標本誤差により説明しきれないギャップがある。

次に、母集団名簿の更新による影響について、新標本のうち事業所の開設時期が平成21年以前の事業所（旧標本の母集団にも含まれている事業所）と平成22年以降の事業所（新標本の母集団のみに出現した事業所）に区別して分析した。

ギャップ率（新標本結果/旧標本結果）を、①新標本全体の結果と新標本のうち平成21年以前に開設した事業所の結果とのかい離、②旧標本全体の結果と新標本のうち平成21年以前に開設した事業所の結果とのかい離に分解したところ、相対的に上記①の影響は小さく、上記②の影響が大きいことが明らかになった⁹。旧標本はすべて平成21年以前に開設した事業所であるから、ギャップ率は②よりも①の値に近いと予想されるが、それに反した結果となった要因には、前述したとおり、平成26年後半に全体の提出率が低下する中で、賃金水準が相対的に高い37か月間継続して集計される事業所の割合が高まった（提出率低下による上方バイアスが生じた）ことなどが考えられる。

以上の分析を踏まえて、平成27年1月に生じたギャップ（5,097円）に対して、これらの要因がどの程度寄与したかについて厚生労働省が試算したところ、母集団名簿の更新に伴う標本抽出替えで平成22年以降に開設した事業所が入ってきたことにより1,200円、提出率低下による上方バイアスにより1,640円とギャップの半分以上を説明でき、残り（2,257円）は標本誤差による影響分と脱落により上方に偏る影響分等であることが推測された。

以上のとおり、第一種事業所における標本抽出替え時のギャップの要因は、一定程度明らかになった。要因を定量的に分析し明らかにすることで、その改善のための取組の方向性が考えられることから、今後とも引き続き標本抽出替え時のギャップの要因と影響を定量的に分析し、本統計の精度の改善に向けた努力を継続することが必要である。

⁹ ギャップ率を以下の式により分解した結果、ギャップ率0.982に対し、①は0.996、②は0.987という結果となった。

$(\text{新標本結果}/\text{旧標本結果}) = (\text{新標本結果}/\text{平成21年以前に開設した新標本の結果}) \times (\text{平成21年以前に開設した新標本の結果}/\text{旧標本結果})$ なお、厚生労働省は産業別にもこの分析を行っている。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 標本抽出替え時のギャップについて、今後ともその要因と影響を定量的に分析し、より精度の高い統計となるよう改善に向けた検討を進めていくことが必要。
(次回標本抽出替え時以降に実施)

イ ギャップの縮減・補正に向けた方法・効果等について

(ア) 標本の抽出替え方法、母集団情報についての検討状況等

(主な論点)

- ・ 第一種事業所の標本の入替え方法についてどのような方法を検討しているのか。ローテーション・サンプリングは採用できないか。
- ・ 母集団情報に事業所の新設・廃止に関する最新情報を反映できないか。
- ・ ギャップの補正や継続標本による対前年同月比の算出を念頭に、新旧標本の重複する期間を長期化できないか。
- ・ 採用しようとしている方法によるギャップの縮減効果をどう見込んでいるのか。

(資料9 p. 83 参照) (資料11 p. 123~124 参照)

標本抽出替え時のギャップを縮小するための方策として、そのギャップが母集団情報の更新による標本の変更によって生じている場合は、新設・廃止や従業員規模に関する事業所のより新しい情報を標本に反映することが考えられる。また、調査を継続している事業所と脱落した事業所の賃金の差異からギャップが生じている場合は、標本を入れ替える頻度を高めることが有効である。

厚生労働省は、第一種事業所の標本の入替え方法について、これまでの2年ないし3年での総入替えを、毎年、部分的に入れ替えるローテーション・サンプリングに変更することを検討している。具体的には、事業所の負担や実査可能性を総合的に勘案し、一事業所の調査期間を3年1か月とし、毎年3分の1の標本を入れ替える方式である。この方式によれば、常に3分の2の標本が継続することになり、新旧標本の重複する期間は1か月となり、この重複期間の数値によりギャップが算出されることになる。また、毎年の標本入替えの際の抽出名簿には、毎年更新される事業所母集団データベースを使用することを検討している。このほか、調査票の提出率の維持・向上のためには、都道府県の調査実施部局における協力依頼・督促に注力できる環境も重要なことから、例えば協力依頼・督促以外での業務の事務負担の軽減等の方策を検討の上、実施する予定としている。

このうちローテーション・サンプリング導入の効果について、厚生労働省が擬似的な標本を用いた試算を行った結果、新旧標本のギャップを概ね3分の1に縮減する効果が示された¹⁰。加えて、抽出名簿を毎年更新することや調査票の提出率の維持・

¹⁰ 平成27年1月分の旧標本から3分の2、新標本から3分の1の事業所をそれぞれ無作為に抽出し、擬似的に3分の1を入れ替えた標本を作成し、賃金を試算集計することを1,000回実施した。

向上が図られるような業務負担の軽減等の方策を取ることで、更なるギャップ縮減効果が期待される。

この擬似的な標本を用いた試算によって、ローテーション・サンプリングの導入は、ギャップを縮減させることが定量的に明らかとなり、また、上記ア（イ）で述べたギャップの要因に関する試算を踏まえると、標本入替えの際の抽出名簿への事業所母集団データベースの使用により、母集団名簿の更新によるギャップを縮小することが期待されることから、これらの採用に向けた検討を進めていくことが適当である。今後、具体的な導入に向けた詳細な設計はもとより、実査に係る関係機関との調整、導入に必要な予算の確保に向けた取組を着実に進めていくことが必要である。

なお、本調査における標本を毎年更新し、ギャップを縮減させるためには、事業所母集団データベースが官公営の事業所も含め適切に更新されることが重要である¹¹。

また、提出率の維持・向上は、本統計の精度改善に重要であることから、今後ローテーション・サンプリングの導入に伴う都道府県の調査実施部局の業務の増加への対応とともに、提出率の維持・向上に向けて必要なリソース（予算や人等）の確保が必要である。

このほか、悉皆調査の対象となる大規模事業所における未回答の発生は、結果に大きな影響を与える可能性があるため、個票データレベルでの欠測値を補完・推計する手法についても、中長期的に検討していくことが必要である。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 第一種事業所について、調査期間を3年1か月とし、1年ごとに3分の1の標本を入れ替えるローテーション・サンプリングの導入に向け、都道府県を始めた実査に係る関係機関との調整及び必要な予算の確保に向けて取り組むことが必要である。（速やかに着手）
- ・ 平成30年1月をめどに開始する第一種事業所のローテーション・サンプリングへの経過的な移行に向け、経過措置も含めた具体的な移行のスケジュールや事業所母集団データベースの使用も含めた詳細な調査設計を検討することが必要である。（平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに実施）
- ・ 提出率の維持・向上のための具体策を検討の上、可能なものから順次実施していく必要がある。また、限られたリソースで対応している状況も踏まえ、提出率の維持・向上のためのリソースの確保も必要である。（可能なものから順次実施）
- ・ より精度の高い統計を作成していくため、個票データレベルで欠測値を補完する手法についても中長期的に検討していく必要がある。

¹¹ 現在、事業所母集団データベースの基盤となる情報について、経済センサス基礎調査では官公営事業所も調査対象としているが、経済センサス活動調査では調査対象外である。

(イ) 賃金・労働時間指数のギャップ補正方法について

(主な論点)

- ・ 検討しているギャップの縮減策を踏まえ、賃金・労働時間指数について、どのような補正方法を検討しているのか。
- ・ 労働者数の基準数値の更新時の補正方法について、どのような方法を検討しているのか。

(資料 9 p. 83～84 参照) (資料 11p. 125～128 参照)

本統計の賃金指数は、当該月の一人平均賃金額を、基準年の1～12月の賃金額の単純平均(基準数値)で除して100倍したものであり、その動きは一人平均賃金額の動きと同じものとなる。また、その基準年は標本の抽出替えとは無関係で、比較の基準という意味でしかないものの、従来から「指数の基準時に関する統計基準」(平成22年総務省告示第112号)に準拠し、西暦の下一桁が0又は5の年に設定している。

現在の指数の作成方法では、標本抽出替え時に新旧標本の一人平均賃金額にギャップが生じた際に新標本の結果を採用し、それを基に過去に遡って指数に技術的な補正¹²を加え、前年同月比等を改訂している。平成27年1月の標本抽出替え時には、改訂によって前年同月比が増加から減少に転じた月もある。このことが利用者にとって分かりにくいという意見があり、また、景気指標として用いる際には、賃金が増加又は減少しているかの判断にも影響が生じる可能性もある。

そこで、厚生労働省では、利用者にとっての分かりやすさ等を総合的に勘案して、過去に遡って指数や前年同月比を改訂しない方法への変更を検討している(労働者数の基準数値の更新時の扱いも同様)。検討中のものとして具体的に示された一案は、標本の抽出替え後には、それまでの基準数値にギャップ率を乗じた新しい基準数値¹³で、当該月の一人平均賃金額を除して100倍するもので、この方法によると過去の指数にそのまま標本抽出替え後の指数が接続されることになる。厚生労働省は、引き続き本統計の指数の役割も踏まえ検討していくこととしている。

厚生労働省で検討中の指数の作成方法に対し、過去に遡って改訂しないことはユーザーにとって望ましい一面もあるとの意見がある一方で、①標本抽出替えに伴うギャップが将来累積していくことは問題との意見、②標本抽出替えの回数に応じて基準数値が存在することになり違和感があるとの意見、③分布全体をみる統計としての平均値を見る場合と景気指標として見る場合に求められるものは異なり、平均値としては従前の指数で問題ないが、景気指標として見る場合には同じ事業所の平均賃金の変化が重要で、ギャップが発生しない継続標本による指標を作成し、参考系列として公表していくのが望ましいとの意見があった。特に③の意見については複数の委員から同様の意見が示された。このほか、指数で何を見るべきかの丁寧な説明や、指数を正しく理解するためにも一般労働者とパートタイム労働者の人数及び賃金額の時系列データの提供や賃金変動の要因分解などの更なる情報提供が必要との意見もあった。

¹² 「技術的な補正」については、資料 11p. 125～127 を参照

¹³ 新しい基準数値 = (基準年の1～12月の賃金額の単純平均) × (新標本結果値 / 旧標本結果値)

ローテーション・サンプリングの導入や毎年の事業所母集団データベースの使用が実現すればギャップの縮小は見込まれるものの、それでも発生するギャップに対応した指数の作成方法については、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮して、引き続き厚生労働省において検討していく必要がある。その際、ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 賃金・労働時間指数の補正方法について、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮し、引き続き検討していく必要がある。(平成 28 年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに検討結果を得る)
- ・ その際、ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。(平成 28 年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに検討結果を得る)

ウ 速報値と確報値で改訂される要因や傾向

(主な論点)

- ・ 確報値で速報値が改訂される要因は何か。何らかの傾向はあるのか。
(資料 9 p. 85 参照)

本調査では、調査票の提出締切日に先立ち、ある時点までに提出されている調査票を集計して速報値として公表し、その後提出された調査票を加えて確報値として公表している。確報では速報に比べて、賃金水準の低いパートタイム労働者の割合が高まり、きまって支給する給与及び所定内給与が下方改訂される傾向が見られる。その要因として、厚生労働省は、パートタイム労働者比率の高い事業所の調査票が確報時に集計に追加されることを挙げている。

このような速報値が確報で改訂される要因分析は、本統計の利用者にとって有益な情報であり、積極的に情報提供を行っていくことが望まれる。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 速報から確報にかけて改訂される要因等の本統計に係る分析結果は、本統計の正しい理解と適切な利活用を促す観点から重要なことから、積極的に調査結果の概要等で情報提供するとともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所に掲載すべきである。(可能なものから速やかに対応)

3 海面漁業生産統計

海面漁業生産統計（以下この節において「本統計」という。）は、我が国における海面漁業の生産量・稼働量等に関する実態を明らかにし、水産行政の基礎資料を整備することを目的として、農林水産省大臣官房統計部が所管している基幹統計である。本統計を作成するための基幹統計調査である海面漁業生産統計調査（以下この節において「本調査」という。）は、漁業協同組合や産地市場等の水揚機関を対象に、海面漁業経営体の漁獲量や養殖業の収穫量等を把握している。

本統計は、①水産物の自給率や持続的生産目標など政策目標設定のための基礎資料、②国の水産資源管理用の基礎資料、③国際機関への協力・義務として、国際連合食糧農業機関（FAO）への魚種別生産量を報告するための資料などとして幅広く活用されている。

なお、平成18年3月の統計審議会における答申以降、同審議会及び統計委員会に対し本統計や本調査の調査計画の変更に係る諮問は行われていない。

（1）確認を行った事項

委員から提示された確認要望事項は、資料12のとおりであり、基本計画部会では、①水産業に関する統計体系と本統計の位置付け、②漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況、の2事項に整理して以下のように確認事項を設定した。

水産業に関する統計体系と海面漁業生産統計の位置付け	<ul style="list-style-type: none">・ 漁業センサス等との関係や役割分担の確認・ コスト・ベネフィットの観点から見た水産業に関する統計体系の現状の確認
漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況	<ul style="list-style-type: none">・ 本調査の調査範囲の見直しに対する評価（漁業経営体数に係る調査事項を漁業センサス及びその中間年における標本調査において把握することによる支障の有無、両者の結果の整合性等）・ 漁業センサスの中間年における漁業経営体数の把握方法の確認・ 水揚量の把握漏れや重複計上等を防止するために講じている措置の確認

（2）確認結果

ア 水産業に関する統計体系と海面漁業生産統計の位置付け

（主な論点）

- ・ 水産業に関する統計体系における本統計の役割、位置付けは何か。
- ・ 平成19年の本調査の変更に伴い、水産業に関する統計体系が再編されたが、水産業に関する構造統計と生産統計との役割分担などは適切か。
- ・ 本調査は、水揚機関等を対象とした全数調査である一方、一部の調査対象については行政記録情報により調査事項を把握しているが、コスト・ベネフィットの観点から効率的に実施されているか。

（資料13p. 138～139参照）

本統計は、水産業に関する統計体系において、水産資源管理や水産物の自給率の基礎資料などに利用するとの目的を達成するため、漁獲量などを把握する生産統計として位置付けられており、他の統計調査等との重複等は生じていない。

平成19年の本調査の変更に伴い、本調査で把握していた漁業経営体に係る統計が一部を除き作成されなくなったことから、漁業経営体数などの基本構造については、5年ごとに実施する全数調査である漁業センサスとその中間年に実施する標本調査である漁業就業動向調査において把握することとされた。このように、水産業に関する統計体系が再編され、漁業経営体数などを把握する構造統計と漁獲量などを把握する生産統計の役割分担が明確になった。

また、漁獲量は年によって変動が大きいことから、本調査は、毎年全数調査として実施しているものの、調査実施に当たっては、漁獲量の太宗を把握することが可能な漁業協同組合や産地市場などの水揚機関等を調査対象としているほか、一部の調査対象については調査に代えて行政記録情報を利用するなど調査の効率化が図られており、コスト・ベネフィットにも配慮していると評価できる。

イ 漁業経営体数に係る調査事項の簡素化に伴う対応状況

(主な論点)

- ・ 本調査で把握していた漁業経営体数については、平成19年から漁業センサスとその中間年に実施される漁業就業動向調査で把握しているが、両者の調査結果は整合的か。
- ・ 行政記録情報の活用により情報源が複数になることから、把握漏れや重複計上を防止するためにどのような措置を講じているのか。

(資料13p. 139～140参照)

漁業種類別、漁船規模別の漁業経営体数については、5年ごとに実施する全数調査である漁業センサスで把握している。その中間年においては、漁業センサスを母集団とした標本調査である漁業就業動向調査により、漁業センサスの結果を用いた比推定により漁業経営体数を推計している。漁業センサスと漁業就業動向調査による漁業経営体数の推移をみると、減少傾向であるものの両調査結果の推移にかい離は見られず、漁業就業動向調査において、漁業経営体数は的確に把握されていると判断できる。

また、本調査は、効率的な調査実施のために、水揚機関や経営体への調査に加えて、行政記録情報を活用している。そのため、情報源が複数存在することになるが、調査名簿の整備段階で経営体の漏れや重複を排除し、水揚量について、多段階（地方農政局支局、地方農政局本局、農林水産省本省）で前年比や変動の要因を確認するなどの措置を講じており、精度向上に努めていることは評価できる。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 今後とも、行政記録情報の活用等によりコスト・ベネフィットも考慮しつつ、効率的に調査を実施するとともに、把握漏れや重複計上等を防止する努力を続けるなど、引き続き統計精度を維持・向上させていくことが重要である。(継続実施)

4 家計統計

家計統計（以下この節において「本統計」という。）は、平成 26 年度に統計委員会で審議され、今後の取組の方向性が整理されている。その後、平成 27 年 11 月の経済財政諮問会議においても、家計調査（以下この節において「本調査」という。）について、回収された標本の分布に歪みが生じているのではないかと、年齢階層に関する補正をすべきではないのかとの指摘があった。そのため、平成 26 年度の審議において示した取組の方向性に対する対応状況のフォローアップを行うことにしたものである。

（１）確認を行った事項

平成 26 年度に統計委員会が示した今後の取組の方向性と経済財政諮問会議での指摘を受け、基本計画部会では、①世帯分布、②個人消費の把握、③記入者負担の軽減、④情報提供・利活用向上、⑤利用ニーズと役割の 5 事項に整理して以下のとおり確認事項を設定した（資料 14）。

世帯分布	<ul style="list-style-type: none"> 回収標本における有業人員や世帯主年齢の分布の検証状況 有業人員や世帯主年齢を考慮した推定の取組状況 標本設計や標本誤差、データの振れ等の補正方法に関する調査研究等の取組状況
個人消費の把握の充実	<ul style="list-style-type: none"> 消費の基調的な動きを把握するための取組状況 家計消費状況調査による補完（家計消費指数）の現状の評価と今後の可能性
記入者負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> 電子調査票やオンライン調査の導入等、家計調査の電子化の進展に向けた取組状況 調査方法の見直しに向けた取組状況
情報提供・利活用向上	<ul style="list-style-type: none"> 統計利用者に分かりやすい形での情報提供の取組状況 関連統計との差異についての情報提供の取組状況
利用ニーズと役割	<ul style="list-style-type: none"> 家計統計に求められる利用ニーズと役割

（２）確認結果

ア 世帯分布

（主な論点）

- 回収標本における有業人員や世帯主年齢の分布の検証状況はどうか。
- 検証結果を踏まえた推定方法の調査研究の状況はどうか。

（資料 15p. 147～148 参照）

平成 26 年度の統計委員会の審議や平成 27 年 11 月の経済財政諮問会議において、

本調査の回収標本の分布の歪みについて、ある年齢層（例、高齢者）のシェアが実態より若干高くなっている可能性が指摘され、より経済実態に近づけるための補正の重要性が議論された。特に、回答者が高齢者、専業主婦等、昼間の居宅可能性の高い世帯からの回答が多いなど特定層に偏っている可能性や、共働き世帯の動向を十分捉えていない可能性が指摘されている。

このうち、世帯主の年齢階級別世帯数の分布については、平成 22 年の国勢調査と本調査の回収標本とを比較すると、本調査の世帯分布は若年層の割合が低く、高齢層の割合が高い状況がみられた。また、有業人員数別の世帯数の分布について、平成 24 年の就業構造基本調査と本調査の回収標本とを比較すると、一世帯当たり有業人員数は本調査の方が 0.1 人少ない状況がみられた。このため、回収標本の世帯主年齢別と有業人員数別の世帯数の分布については、大きくはないものの歪みが生じているものと認められる。

一方で、この影響について、総務省統計局（以下この節において「総務省」という。）が労働力調査結果の世帯分布をベンチマークとした推定により検証したところ、消費支出や実収入の推移に大きな影響は見られなかった¹⁴。

これについては、総務省が、母集団の縮図となるように本調査の標本を設計し、調査をどうしても引き受けられない世帯については、同一調査区の同一世帯区分から代替標本を選定するなどして、調査全体の回収率を確保している効果とも考えられる。しかし、調査結果は、回収標本のみを集計したものであることから、調査を引き受けられない世帯が存在することによる歪みは依然として残る恐れがある。

このため、総務省は、消費との関連が強い世帯人員について労働力調査結果をベンチマークとしている現在の推定方法に加えて、世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として公表することや、有業人員など他の世帯属性を用いた推定方法についても研究を進めることとしており、これらの取組は評価できる。

ただし、回収標本の分布の歪みに関して、単身世帯の影響や世帯員の年齢構成についての検証は行われていないことから、今後は調査方法を含めて更なる検討が必要である。

（課題解決に向けた今後の取組の方向性）

- ・ 世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として提供することについて検討する必要がある。（平成 28 年度から提供）
- ・ 有業人員など他の世帯属性を用いた推定方法について引き続き研究を進める必要がある。（継続実施）

¹⁴ 前年同月比で、公表値と試算値との差の絶対値は、世帯主の年齢階級・有業人員いずれも平均で 0.5 以下である。

イ 個人消費の把握の拡充

(主な論点)

- ・ 消費の基調的な動きを把握するための取組の状況はどうか。
- ・ 家計消費状況調査の結果の公表早期化及び同調査と本調査から作成される家計消費指数の公表早期化に向けた検討の状況はどうか。

(資料 15p. 150～151 参照)

平成 26 年度の審議では、標本誤差や調査結果の振れについて議論され、その補正方法に関する調査研究の必要性が今後の取組の方向性として指摘された。また、標本の数が約 3 万世帯と本調査よりも大きく、高額で購入頻度が少ない品目の購入の実態を把握している家計消費状況調査の公表を早期化して、本調査を補完することも検討課題とされた¹⁵。

総務省は、調査結果の振れに関して、個人消費の基調的な動向をよりの確に把握するため、3 か月後方移動平均を施した系列を参考系列として、平成 27 年 10 月分から公表を始めた。加えて、継続標本のウェイトを高めた推定方法 (AK estimator の試算) による試算を行ったが、現行の推定結果と比べ、標本交替による前月差の振れを抑制する効果は小さいという結果であった¹⁶。

次に、家計消費状況調査の結果と本調査結果を合成した消費支出から作成している家計消費指数についてみると、消費支出の標準誤差率は 1.1% と、本調査の 1.4% よりも低くなっている (平成 27 年 7 月～11 月)。

このため、総務省は、家計消費状況調査について確報の公表を早め速報と一本化する方向で検討中であり、さらにオンライン回答の推進などにより本調査結果と同時期に公表することも視野に入れた検討を進めている。併せて、家計消費指数の公表時期も早期化する予定である。

一方で、総務省は、本調査は本来世帯の消費実態を詳細に把握するミクロ統計であり、記入者負担が重いことが回収標本世帯の分布に影響している可能性もあることから、今後、家計消費に関する統計の充実に向けて幅広い検討を行うこととしている。例えば、現在の本調査の主系列 (月次) の公表値は、2 人以上世帯の一世帯当たり平均値であり、単身世帯を含んだ我が国の家計消費全体を表すものとはなっていない。そのため、ポイントカードデータや POS データといったビッグデータ等新たな情報源の活用可能性に加え、家計消費指数の在り方、調査が困難な単身世帯の消費支出の把握方法 (民間モニターの活用や推定での工夫等)、世帯構造の変化が家計消費全体に与える影響の分析など幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標の開発に向けた研究に取り組む予定である。

これら個人消費の基調的な動向把握に対する取組の方向性は評価できるものの、今後も引き続き積極的に取り組んでいくことが必要と考える。

¹⁵ ただし、家計消費状況調査にも振れがあることから、公表早期化をしても、個人消費の把握に関する問題がすべて解消されるものではないという指摘もされた。

¹⁶ AK estimator の考え方及び試算結果については、参考資料 p.162～163 を参照されたい。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 家計消費状況調査及び家計消費指数の公表早期化を行う必要がある。(平成 28 年度から実施)
- ・ ビッグデータ等の活用可能性、単身世帯の消費支出の把握方法、世帯構造の変化の影響分析など幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標開発に向け研究していくことが必要である。(平成 28 年度から実施)

ウ 記入者負担の軽減

(主な論点)

- ・ 電子調査票やオンライン調査の導入に向けた取組状況はどうか。
- ・ 単身世帯の把握について、特に高齢者に配慮した記入支援の方法についてどのように研究・検討を進めているか。
- ・ 購入数量(重量)調査を含む記入者負担の軽減を踏まえた調査票見直しの検討状況はどうか。

(資料 15p. 153～154 参照)

電子調査票やオンライン調査の導入は、記入者負担の軽減及び調査業務の効率化の両面から重要である。

総務省は、家計簿記入を補助する観点から、スマートフォンなどでレシートを読み取り、品目レベルでの購入記録を自動的に家計簿に反映させる機能の導入や、家計診断機能やデータ保存機能の導入を検討している。さらに、より操作性の優れたツールとして、タブレット端末の活用方策も検討課題としている。これら ICT を活用した取組は、記入者負担を軽減させるだけでなく、記入者に調査協力のインセンティブを与えるものと期待できる。

また、記入者負担の軽減や記入しやすさの向上の観点から、家計簿の様式や調査事項の見直しが計画されている。具体的には、家計簿に「口座への入金」欄を新設し、給与など一般的な支給明細の項目を予め印刷することで記入の煩雑さを取り除くほか、利用ニーズが低下した世帯属性に関する調査事項の廃止を検討している。こうした見直しについては記入者負担の軽減の観点から評価できるものであり、今後とも不断に努力すべきであると考えられる。

なお、数量(重量)の記入については、消費者物価指数(CPI)の品目別ウエイト作成等各種政策で利用されていることや、数量データを把握すべきという国際労働機関(ILO)の決議を勘案すると、直ちに廃止することは困難であるが、記入者負担の軽減という幅広い観点から検討を続ける予定としている。

また、高齢者に配慮した記入支援は、現在実査を担っている統計調査員から実情を聴取している段階で、その結果を踏まえて方策を検討していく予定である。これらの取組の方向性は評価でき、今後も本統計の持続可能性を高めるための方策について引き続き検討する必要がある。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本調査の電子化の検討を進め、オンラインでの回答、タブレットでの回答について実現化を図っていくことが必要である。(オンラインでの回答は平成 29 年度から実施、タブレットでの回答は平成 30 年度以降順次実施)
- ・ 調査方法を見直し、記入しやすい調査票を導入するため、検討を進める必要がある。(平成 29 年度から実施)
- ・ 数量(重量)調査については、利用者ニーズに留意の上、記入者負担の軽減という観点から検討を続ける必要がある。(継続実施)
- ・ 高齢者に配慮した記入支援方法について、引き続き検討する必要がある。(継続実施)

エ 情報提供・利活用の向上

(主な論点)

- ・ 本統計を取り巻く調査実施の状況や統計利用上の留意点等の情報を統計利用者に分かりやすい形で公表・提供できているか。
- ・ ホームページ上に掲載している情報の更新や関連情報へのリンク等の情報提供は適切に行われているか。
- ・ 家計統計と他の統計における定義やデータの傾向等の違いに関する情報提供は適切に行われているか。

(資料 15p. 154 参照)

総務省は、統計利用上の留意点等の情報提供として、「家計調査の結果を見る際のポイント」をホームページ上に掲載するとともに、関連統計のリンク先を掲載するなどの取組を行っている。

また、本統計と関連統計との比較のうち、販売側の統計との比較については、本調査で世帯の消費支出は把握できるが、事業者や外国観光客による消費まで含めて把握することはできないこと、所得側の統計との比較については、二人以上の勤労者世帯について1世帯当たりの平均収入を把握しているが、労働者1人当たりの平均賃金ではないことをホームページ上で情報提供し、統計利用上の留意点を明示する取組を行っている。

さらに、総務省は、今後、公表資料(冊子)や「家計 Q&A」(ホームページ)において、他の関連統計との相違に関する解説を掲載する予定であり、引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に努めていくことが必要と考える。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 公表資料(冊子)や「家計 Q&A」(ホームページ)などを活用して、他の関連統計との相違に関する解説などを随時掲載していくことが必要である。(継続実施)
- ・ 引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に努めることが必要である。(継続実施)

オ 利用ニーズと役割

(主な論点)

- ・ 家計統計に求められる利用ニーズと役割は、どうあるべきか。
(資料 15p. 156 参照)

本統計は、世帯を集計した人的アプローチに基づく統計であるため、調査を引き受けられない世帯の存在によって発生する回収標本の分布の歪みや消費主体が世帯に限定されるなどの制約があり、個人消費全体をとらえるものとはなっていない。このため、本統計にはバイアスが生じている。これは、特に、四半期別 GDP 速報(QE)での利用や景気動向をとらえる上では問題が生じ得ることを示唆している。

本統計の本来の目的は、家計消費の実態把握というミクロの把握である。しかし、財からサービスまで世帯の消費内容を包括的にカバーしていることや、毎月結果が公表されることから、景気動向というマクロを把握する目的にも幅広く利用されており、そうしたニーズにも対応するため、総務省は改善の取組を行ってきた。しかし、景気指標として要求される精度を達成することについては、限界もある。そのため、景気指標としての個人消費を推計する上で本統計の利用を最小限にとどめるべきという意見もあった。

これらの問題を解決するためには、新たな総合的な家計消費に関する景気指標の開発に向け、例えばビッグデータ等の活用可能性を含めた更なる検討が必要である。それに関して、そのような指標としての役割を本統計のみに求めるには限界があるので、景気指標として本統計を他の統計データ等により補完するなどして指標を開発することも考えられるという意見があった。マクロの消費動向を的確に把握するためには、サービス分野の情報が不十分であることも課題である。これは、ビッグデータ等の活用による需要側からの把握可能性という課題や供給側の統計整備にも関わる課題である。

また、家計統計は国際的に確立された統計であるものの各国がそれぞれの方法で作成しており、毎月詳細な調査をしているのは、主要国で我が国だけである。一方、持続可能な調査の在り方は検討課題でもある。このため、記入者負担、精度改善を含めた利用ニーズ、国際的な動向、全国消費実態調査との関係などを考慮しながら、家計統計の長期的な在り方について検討を進めるべきである。

なお、上記のような課題に対処し、新しい家計側の統計情報が拡充されるまでの

間、次善の方策として、家計消費状況調査と家計消費指数の公表の早期化や、世帯属性による推定方法の検討を着実に実施することが求められる。また、本調査の目的とその結果が何を意味するのかについては、引き続き利用者に積極的に情報を提供する必要がある。

今後、平成 28 年度に統計委員会への諮問が予定されていることから、今回の審議内容を踏まえ、総務省において十分な検討が行われることを期待する。

(課題解決に向けた今後の取組の方向性)

- ・ 本統計は、家計消費の実態把握というミクロの把握が本来の目的であり、景気指標として要求される精度を達成するには標本調査としての限界もある。したがって、景気指標としてはビッグデータ等を含む新たな指標開発が必要であり、本統計については、記入者負担、利用ニーズ、国際的な動向、全国消費実態調査との関係などを考慮しながら、家計統計の長期的な在り方についても検討を進めるべきである。(平成 29 年度から検討)

5 横断的な課題への対応

今回の確認審議では、上記1～4（法人企業統計、毎月勤労統計、海面漁業生産統計、家計統計）に関する確認を通じて、資料17（p.171）に整理したように公的統計に共通する横断的な統計の課題が浮き彫りになった。これらの課題について、改善に向けた対応の方向性を、以下の5つに分けて取りまとめた。

- （1）統計的手法を活用した統計作成・提供の改善
- （2）景気統計として見るときの留意点
- （3）統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）
- （4）工程表作成の必要性
- （5）統計改善の徹底に向けた体制の整備等

ここで指摘する課題の解決を通じて、統計間の整合性や精度の確保・向上を図ることは、「証拠に基づく政策立案（evidence-based policy making）」を推進し、学術研究や産業創造等に貢献するためにも重要である。その着実な実現に向け、各府省における取組の一層の強化を期待したい。

（1）統計的手法を活用した統計作成・提供の改善

まず、標本調査に関する統計技術的視点に基づく課題を、以下「ア」から「カ」の6つに整理し、併せてその改善に向けた取組の方向性を提示する。

ア 母集団情報の検証、整備

精度の高い調査結果を得るためには、そもそも適切な母集団情報が必要不可欠であり、より正確な母集団情報を整備する必要がある。そのため、事業所母集団データベースの更なる整備と、その改善に向けた取組を行うことが必要である。

その際、事業所母集団データベースにおいて、官公営事業所に関する情報の更新が適切になされることも重要である¹⁷。

また、事業所・企業を対象とする統計調査では、事業所母集団データベースが提供する年次フレーム¹⁸を、共通基盤的な母集団情報として適時・適切に活用することを推進し、精度向上を図っていくことが必要である。

イ 標本替え時に発生する断層等の縮小

標本替えを行う際、旧標本と新標本から得られる結果に断層等が生じた場合、正確な実態把握が困難になる場合がある。

この問題に対する一つの解決方法として、一定期間継続して同一の報告者を対象として調査を実施している標本統計調査においては、標本抽出替えを分割して行うローテーション・サンプリング等を導入する方法があり、その取組を推進することが必要である。

¹⁷ 現在、事業所母集団データベースの基盤となる情報について、経済センサス - 基礎調査では官公営事業所について調査しているが、経済センサス - 活動調査では調査対象外である。

¹⁸ 毎年度の決められた時点を基準に、経済センサスの調査票情報を基礎として、各種行政記録情報及び統計調査結果等により整備した情報

また、有用な情報が存在する場合には、断層調整の方法を検討し、調整した結果を参考系列として提供する取組を推進することも必要である。これは、利用者の利便性向上に資することになる。

ウ 回収率向上方策の推進

母集団を適正に反映した質の高い公的統計の作成・提供のためには、回収率の確保・向上が最も重要な要素の一つである。しかし、個人情報保護意識の高まりや、単身世帯・共働き世帯の増加など、統計調査を実施する環境は一段と厳しさを増し、回収率を低下させる要因ともなっている。

今回の審議では、オンライン調査の推進や督促業務の工夫など様々な取組により、回収率の維持・向上に効果があった可能性があるという報告がなされた（法人企業統計）。このように効果のあった事例を公的統計全体で共有・活用する等して、回収率向上への取組を更に進めることが必要である。

また、督促業務と標本替えの業務が輻輳し、回収率が低下する傾向がみられたという報告があった（毎月勤労統計）。このことは、一層の回収率向上を、現在の統計リソース（予算・人員）で達成していくことの限界を示唆している。したがって、回収率を向上させるためには、その施策のための統計リソースの確保が必要である。

これに加えて、回収率の向上においては、調査票の配布・回収を担っている地方公共団体の役割も大きい。回収率向上への貢献が期待される質の高い統計調査員の確保・育成のためには、地方公共団体に対し、そのために必要とされる統計リソースの確保と支援が必要である。また、各府省が実施する統計調査の業務経験を通じて統計調査員が得た有益なスキルやノウハウを別の統計調査員と共有し、優秀な統計調査員を育成する環境を整えることも重要である。

さらに、回収率向上のためには、統計作成府省における体制整備だけでなく、報告者である国民の意識に働きかけることも重要である。第一に、統計調査の有用性を具体的、かつ分かりやすい形で周知し、第二に、基幹統計調査に対して国民に回答する義務があることを伝え、第三に、調査情報が保護されることを理解してもらうことが重要である。これらに関してウェブサイトを戦略的に活用して国民の理解を深める施策を推進する必要がある。そのためには、個別統計調査における取組に加え、総務省を中心に政府全体として重点的に国民の理解促進を推進していくことが必要である。

エ 欠測値、外れ値への対応

統計調査では、調査事項で回答が得られないもの（欠測値）が存在したり、回答が異常値（外れ値）となることがある。これらに適切に対応することは、統計結果が偏るリスクを軽減する重要な取組である。

特に、現在のように、回収率の維持・向上が困難な調査環境では、欠測値を、公開データ、行政記録情報、別の調査項目等から統計的手法により推定値で補完した値を用いて統計を作成・提供することが、回答の歪みを縮減し統計の精度を確保する取組として有用であり、一層推進することが必要である。なお、当該取組の推進にあたっては、欠測値の発生状況などの情報を分析することで更なる欠測値補完の技術の向上が期待され

る。

また、回答の異常値（外れ値）についても適切な処理方法を検討し、それを実践することで統計の精度向上を図る取組を進めることが必要である。

オ 母集団推定における補正

回収率の向上の取組を推進しても、年齢や就業状況など属性によって回収率が異なり、回収標本が母集団と比べて偏る可能性は存在する。そのため、母集団推定の段階で、推定方法を様々な角度から検証し、回収標本の偏りを縮減した母集団推定の一層の精緻化を進めていくことが必要である。

また、必要に応じて、別の統計情報を用いて回収標本の偏りに対処した母集団推定結果などを、参考系列として作成・提供することを通じ、利用者の統計に対する更なる理解を得るとともに、統計の利便性向上を図ることが必要である。

カ 精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法等の改善

標本と母集団の適合状況の確認や、本系列と参考系列、他統計などの比較・分析を通じた統計精度について定期的に検証を実施し、その検証結果を公開することが重要である。

なお、定期的な検証を実施する際には、単に検証を行うだけではなく、精度に問題があると判断される場合には、その要因分析を行うとともに、調査方法の変更（督促の徹底などによる調査票回収率の向上、オンライン調査推進等）や情報取得方法の在り方（行政記録情報での代替、ビッグデータの活用等）を含めた改善方法を検討・実施することも、検証と一体に取り組むべきである。

（２）景気統計として見るときの留意点

標本調査では、標準誤差や標本替えの際の旧標本と新標本の集計値の断層が大きくなる場合がある。また、報告者の協力意識の低下や共働き世帯・単身世帯の増加など統計調査を実施する環境が厳しさを増す中で、回収標本に偏りが生じることが現に発生している。こうした問題に対処することが喫緊の課題であることは前述したとおりだが、特に景気動向を捉える上では、問題が生じる可能性が示唆されている。

これらの統計の中には、景気動向を把握する上でも広く利用されているものがある。こうした統計に対しては、景気判断指標として望ましい在り方についての要請があり、それに対応していくことは重要である。特に、現在のような低成長の下では、標準誤差、標本替えに伴う断層、回収標本の偏り等の影響で、増減率がプラスからマイナスに、逆にマイナスからプラスに振れるなど、景気判断に無視できない影響を及ぼす可能性も否定できない。そうした状況の下で高まる精度の要求水準を達成することについては、現在のままの一時点の経済状況を把握することを目的とする標本調査には限界もある。

そこで、従来公表してきた系列に加えて、前期から今期にかけて継続して取られている継続標本から作成した系列を参考提供することの検討など、景気判断指標としてよりふさわしい指標の充実を図る必要がある。景気判断指標としては、同一企業の設備投資や収益の変化、同一事業所の賃金の変化、同一家計の消費支出の変化を把握することも重要であ

り、継続標本を利用した系列は、一時点での経済状況の指標としては多少のバイアスがあったとしても、実感にあった景気変動をとらえたいというニーズに応えるものとして有用である。

さらに、統計作成府省は、当該統計の目的や統計の特性（標本誤差、調査実施状況、歪度や尖度など標本分布等の情報など）の詳細な情報を提供し、当該統計をより理解しやすい環境を整えるとともに、景気統計として統計を用いる利用者は、これらの情報を十分認識した上で、必要な統計を取捨選択して、利用することが必要である。

（３）統計作成過程の見える化の推進（情報提供の充実・強化）

個々の統計調査の結果を解釈するためには、回収率や標本誤差などの統計調査の実施状況や特性のみならず、欠測値や外れ値処理、母集団推定における統計的手法を用いた作成プロセスについて理解することは、極めて重要である。

しかしながら、今回の審議で、これらの情報が十分に提供されていない事例や、提供されていても利用者にとって内容が分かりにくい事例、さらには、精度検証や母集団推定方法に関する研究を行っていながら、情報が開示されていない事例があることが明らかになった。したがって、公的統計への理解と活用を一層推進するためには、こうした作成過程の透明化を進めることが重要である。

そのため、抽出方法、調査方法、回収率、標本数等の調査実施状況や集計方法（外れ値の処理方法、欠測値の取扱い等を含む。）の情報開示の充実が必要である。

また、精度検証や、関連する統計との整合性も考慮した集計値の比較・分析に取り組むとともに、これらの分析結果等の情報開示の充実も必要である。さらに、これらの取組に資するため、地域ごとの意味ある比較を可能とするなど統計間の比較可能性向上に取り組むことが必要である。

（４）工程表作成の必要性

具体的に、個々の統計において上記の取組を実施し、改善していくためには、それぞれ工程表を作成し、着実かつ計画的に取組を進めることが必要である。なお、今回の審議において指摘された取組の工程表は参考表（p. 43～45）のとおりである。

また、工程表には、個々の統計の取組から蓄積された知見を他の公的統計に適用していく観点から、統計委員会に検討結果等をフィードバックする仕組みを組み込んだものとする必要がある。

（５）統計改善の徹底に向けた体制の整備等

以上の取組は、各統計に共通する横断的な課題に対応するための取組であり、今後、全ての政府統計において検討し、改善を図っていく必要がある。

このような統計改善の取組を確実に実現していくためには、今後、継続的に、統計委員会が審議とフォローアップを行うことが重要で、そのために次のア）～エ）のPDCAサイクルを構築する必要がある。

ア) 統計及び統計制度を所管する総務省は、統計委員会の意見を基に、統計のステークホルダーのニーズを広く把握した上で、対象となる統計の統計精度に関する定期的な検査を計画的に実施し、統計委員会に報告する。

イ) 統計委員会は、ア) の検査の報告を受け、全府省の協力の下で審議を行い、課題とその課題解決に向けた方針を整理する。

ウ) 統計作成府省は、統計委員会が整理した課題解決の方針に基づいて、改善に向けた取組を着実かつ計画的に行う。

エ) 統計委員会は、統計作成府省の改善に向けた取組についての進捗状況のフォローアップを行い、それに基づいて総務省が改善の徹底に向けた取組を更に推し進める。

この際に、従来の枠組みにとらわれることなく取り組むこととする。

経済社会の発展を支える基礎となる質の高い公的統計を整備するために、統計委員会が今回指摘した課題への対応を着実かつ速やかに進めるには、各府省の統計リソースの強化が不可欠である。現在、各府省の統計担当部門において、今回指摘した取組を推進するには、そのための統計作成・分析・提供に必要な統計リソースが十分に確保されていないのが実情である。したがって、このような中で、公的統計の精度向上を図り、国や地方公共団体の「証拠に基づく政策立案 (evidence-based policy making)」の推進及び学術研究や産業創造にこれまで以上に貢献していくためには、例えば、高度な統計知識を有し統計の品質向上を専門的に行う人材等といった統計リソースを確保するのが喫緊の課題である。

また、専門的人材を有し、かつ府省横断的な統計の作成・提供、研修等を実施している総務省（統計局・統計研修所）・独立行政法人統計センターがその機能を活用し、積極的に各府省の統計担当部門を支援するなど府省を越え、政府全体として統計リソースを有効に活用すべきである¹⁹。同時にリソースの有効活用のために、必要ならば従来の枠を超えた統計作成・統計リソースの配分も視野に入れるべきである。

さらに、調査票回収を担う調査現場では、高齢化が進み、熟練度の高い統計調査員の確保がますます困難となっている。このような実情も踏まえて、今回の審議で指摘したとおり回収率の向上を図るためには、地方公共団体における調査の実施環境の更なる整備に十分な統計リソースを確保すること、そして統計調査員のスキルやノウハウの共有などの取組が重要である。

¹⁹ 第Ⅱ期基本計画では、総務省が取り組む施策として「公的統計に共通する統計の作成方法・利活用等の研究を実施するとともに、各府省における統計の作成、企画等を支援するため、統計研修所における研究体制の整備及び研究機能の拡充を行う。また、同研修所を中心に、独立行政法人統計センターとの連携を図るなどして、各府省の要請に応じた統計の作成や調査実施計画の策定等を支援する。」とされている。

一方、統計調査を実施する環境が年々厳しさを増し回収率へ影響を及ぼす中、経済社会の実態を正しく把握するため、統計精度の向上を実現するには、既存の公的統計における統計手法を活用した改善には限界もある。そこで、公的統計においても、行政記録情報や官民が保有するビッグデータ等を含めた様々な「統計情報」の活用を目指すべきである。その活用のためには、行政記録情報やビッグデータに関する情報を収集し、民間と連携しながら、新しい「統計情報」と既存の調査統計とを連結するための条件を検討していくことなどが考えられる。

なお、ビッグデータは必ずしも統計作成を目的として集められたものではなく偏りがある可能性に留意する必要がある。

統計委員会においても、今回の審議で整理した全ての公的統計に共通する横断的かつ統計技術的な課題の解決、及び新しい「統計情報」の活用に向けて検討を行うために体制の充実・強化を図り、質の高い公的統計の整備に貢献していくことが必要である。

法人企業統計における取組

「1 法人企業統計」において「課題解決に向けた今後の取組の方向性」に記載された取組のうち、「5 横断的な課題への対応」の取組に該当するものを記載

横断事項	具体的な取組	期限等
母集団情報の検証・整備	・法人企業統計の母集団名簿の企業数と事業所母集団データベースの企業数にかい離があるため、今後、このかい離の要因を関係省庁と連携して詳細に検討する必要がある。	平成29年3月末までに結論
	・社会保障・税番号制度の導入後、法人番号を利用することによる正確な企業数の把握についても検討の範囲内に入れる必要がある。	—
	・売上高による層化抽出は、中小企業部分の精度向上に資する可能性があるため、売上高の情報を把握している事業所母集団データベースと法人企業統計調査の母集団のかい離の要因解明を行った後、売上高や雇用者数等による層化抽出について検討する必要がある。	平成29年3月末までに結論
標本替え時に発生する断層等の縮小	・ローテーション・サンプリングの効果については、現時点で把握可能なデータによる検証によれば、断層の縮小に一定の効果があると判断できるが、データの蓄積を図り引き続き検証を行うことが必要である。	継続実施
	・標本替えの一層の分割・逐次化については、上記の検証結果も踏まえつつ、費用対効果を含めて検討していく必要がある。	断層を調整した計数の推移等を踏まえ、平成28年度から検討
	・標本入れ替えに伴う断層を調整した計数の参考提供については、継続標本のみを用いた計数の参考提供も含め、ユーザーの意見を聞きながら、積極的に対応を検討する必要がある。	平成28年度中に結論
回収率向上策	・調査票の回収率については、オンライン調査の推進や電話督促業務の外部委託の全国展開など様々な取組を通じて、改善している点は評価できるものの、更なる督促方法の改善などを通じて、引き続き回収率向上に取り組むことが重要である。	継続実施
欠測値、外れ値への対応	・回答の値が「0」である場合と欠測値の場合では、データの意味が異なるので、両者を区別して把握する必要がある。	平成28年度から検討
	・欠測値補完については、精度向上に向け更なる手法の改善が必要である。その一方策として、日銀短観などで採用されている方法など、他統計の事例を研究するとともに、法人企業統計で調査している各種財務諸表との会計上の整合性も考慮した上で、学識経験者等の意見も聞きつつ、検討する必要がある。	平成28年度から検討

毎月勤労統計における取組

「2 毎月勤労統計」において「課題解決に向けた今後の取組の方向性」に記載された取組のうち、「5 横断的な課題への対応」の取組に該当するものを記載

横断事項	具体的な取組	期限等
母集団情報の検証・整備	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年1月をめぐりに開始する第一種事業所のローテーション・サンプリングへの経過的な移行に向け、経過措置も含めた具体的な移行のスケジュールや事業所母集団データベースの使用も含めた詳細な調査設計を検討することが必要である。 	平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに実施
標本替え時に発生する断層等の縮小	<ul style="list-style-type: none"> 第一種事業所について、調査期間を3年1か月とし、1年ごとに3分の1の標本を入れ替えるローテーション・サンプリングの導入に向け、都道府県を始めとした実査に係る関係機関との調整及び必要な予算の確保に向けて取り組むことが必要である。 	速やかに着手
	<ul style="list-style-type: none"> 賃金・労働時間指数の補正方法について、本統計の意図しているものや期待される役割を考慮し、引き続き検討していく必要がある。 その際、ローテーション・サンプリングの下、継続標本を利用して指数を作成し、参考系列として提供していくことについても検討する必要がある。 	平成28年度中に想定している統計委員会への諮問時期までに検討結果を得る
回収率向上策	<ul style="list-style-type: none"> 提出率の維持・向上のための具体策を検討の上、可能なものから順次実施していく必要がある。また、限られたリソースで対応している状況も踏まえ、提出率の維持・向上のためのリソースの確保も必要である。 	可能なものから順次実施
欠測値、外れ値への対応	<ul style="list-style-type: none"> より精度の高い統計を作成していくため、個票データレベルで欠測値を補完する手法についても中長期的に検討していく必要がある。 	—
精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> 標本抽出替え時のギャップについて、今後ともその要因と影響を定量的に分析し、より精度の高い統計となるよう改善に向けた検討を進めていくことが必要。 	次回標本抽出替え時以降に実施
統計作成過程の見える化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 毎月勤労統計が意図しているものや本調査に係る標本設計、標本誤差の情報、常用労働者に関する一般労働者・パートタイム労働者別の内訳を始めとして、本統計が正しく理解された上で適切に利用されるために、調査結果の概要等の充実とともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所で情報提供の充実を努める必要がある。 	可能なものから速やかに対応
	<ul style="list-style-type: none"> 速報から確報にかけて改訂される要因等の本統計に係る分析結果は、本統計の正しい理解と適切な利活用を促す観点から重要なことから、積極的に調査結果の概要等で情報提供するとともに、ウェブサイト上の容易にアクセスできる場所に掲載すべきである。 	可能なものから速やかに対応

家計統計における取組

「4 家計統計」において「課題解決に向けた今後の取組の方向性」に記載された取組のうち、「5 横断的な課題への対応」の取組に該当するものを記載

横断事項	具体的な取組	期限等
母集団推定における補正	<ul style="list-style-type: none"> 世帯主の年齢階級分布を用いた推定結果を参考系列として提供することについて検討する必要がある。 	平成28年度から提供
精度検証の定期的実施と結果の公開、調査方法の改善	<ul style="list-style-type: none"> 有業人員など他の世帯属性を用いた推定方法について引き続き研究を進める必要がある。 	継続実施
	<ul style="list-style-type: none"> 調査方法を見直し、記入しやすい調査票を導入するため、検討を進める必要がある。 	平成29年度から実施
	<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ等の活用可能性、単身世帯の消費支出の把握方法、世帯構造の変化の影響分析など幅広い観点から、家計消費に関する新たな指標開発に向け研究していくことが必要である。 	平成28年度から実施
	<ul style="list-style-type: none"> 家計調査の電子化の検討を進め、オンラインでの回答、タブレットでの回答について実現化を図っていくことが必要である。 	オンラインでの回答は平成29年度から実施、タブレットでの回答は平成30年度以降順次実施
	<ul style="list-style-type: none"> 数量（重量）調査については、利用者ニーズに留意の上、記入者負担の軽減という観点から検討を続ける必要がある。 	継続実施
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者に配慮した記入支援方法について、引き続き検討する必要がある。 	継続実施
景気統計として見るときの留意点	<ul style="list-style-type: none"> 本統計は、家計消費の実態把握というミクロの把握が本来の目的であり、景気指標として要求される精度を達成するには標本調査としての限界もある。したがって、景気指標としてはビッグデータ等を含む新たな指標開発が必要であり、本統計については、記入者負担、利用ニーズ、国際的な動向、全国消費実態調査との関係などを考慮しながら、家計統計の長期的な在り方についても検討を進めるべきである。 	平成29年度から検討
統計作成過程の見える化の推進	<ul style="list-style-type: none"> 公表資料（冊子）や「家計Q&A」（ホームページ）などを活用して、他の関連統計との相違に関する解説などを随時掲載していくことが必要である。（継続実施） 	継続実施
	<ul style="list-style-type: none"> 引き続きタイムリーかつ的確な情報提供に努めることが必要である。（継続実施） 	継続実施